

## ジムとフィットネス施設の再開手順：付録 L

2021年5月6日木曜日 12:01AMより有効

最新の更新内容：（変更は黄色で強調）

**5/5/2021:** 屋内の収容人数は、該当する建築基準法または消防法に基づいて、最大収容人数の 50%に増やすことができます。屋内ホットタブ、サウナ、スチームルームは再開して使用することができます。

COVID-19 の症例率、入院数、及び死亡数はある程度減少し、安定しているように思われますが、それでもまだ地域での COVID-19 の拡散は中程度のままです。COVID-19 は引き続き地域社会に高いリスクをもたらしているため、すべての市民と企業が予防策を講じ、拡散のリスクを軽減するためにその運営や活動を変更することが必要とされます。

ロサンゼルス郡が州内の経済活動再開に向けた新たな枠組みの「**レベル 4**」に入ったため、本手順は、いくつかの地域の活動に特化した制限を解除するために更新されました。ジム及びフィットネス施設は、慎重に運営を変更し、本手順に記載されている要件を遵守して、事業運営における COVID-19 の潜在的な拡散を軽減する必要があります。

ジム及びフィットネス施設、ヨガ・ダンススタジオ、1:1のフィットネストレーニング、及びクライミングウォール（以下、総称して「ジムとフィットネス施設」と呼ぶ）。に特化したものです。州知事が特定の企業に課す条件に加え、これらの種類のビジネスは、ジム及びフィットネス施設の再開手順に記載されている条件にも準拠する必要があります。

ジム及びフィットネス施設は、屋内運営を再開するにあたり、収容人数を制限する必要があります。ジムやフィットネス施設での屋内運営は、該当する建築法または消防法に基づき最大収容人数の 50%に制限されます。屋外での運営は引き続き一般向け行うことができます。屋外のフィットネス運営は屋内での運営に比べて感染のリスクが低いため、ジム及びフィットネス施設は引き続き屋外サービスを優先することが推奨されます。屋内外の両方の運営で、すべての従業員と顧客は、水泳時を除き、常時適切なフェイスマスクを着用する必要があります。フェイスマスクの詳細については、ロサンゼルス郡公衆衛生局 (LACDPH) COVID-19 マスクのウェブページ <http://ph.lacounty.gov/masks> をご覧ください。

屋内外のホットタブ、屋内サウナ、スチームルームは再開することができます。屋内外のホットタブは、世帯ごとのグループが使用する場合は、または同一世帯の人は 6 フィートの距離を確保できる場合にのみ開くことができます。サウナとスチームルームは最大収容人数の 50%に収容人数を制限する必要があります。屋内と屋外プールは通常の運営を再開することができます。すべてのプールは、LACDPH の [公共スイミングプールの再開手順](#) に準拠する必要があります。

注：本文書は、追加情報やリソースが入手され次第更新されることがあるため、定期的にロサンゼルス郡のウェブサイト <http://www.ph.lacounty.gov/media/Coronavirus/> にアクセスして、本文書が更新されていないかご確認ください。

### 本チェックリストの内容

- (1) 職場に於ける従業員の健康を保護するための方針と実践
- (2) 物理的距離を確保するための対策
- (3) 感染予防を確保するための対策
- (4) 従業員及び市民とのコミュニケーション
- (5) 重要なサービスへの平等なアクセスを確保するための対策

施設が再開手順に取り組む際、これら 5 つの重要点を考慮する必要があります。

本ガイドの対象となるすべての事業は、以下に記載されているすべての適用可能な対策を実施し、対策が実施されていない場合は、それが適用されていない理由を説明する準備ができている必要があります。

企業名:

施設住所:

消防法ごとの最大収容人数:

一般に公開されているスペースの  
概算総面積:

**A. 職場に於ける従業員の健康を保護するための方針と実践（適用可能なものをすべて選択）**

- 在宅勤務で職務を果たせる従業員には、在宅勤務が指示されている。
- 脆弱なスタッフ（65 歳以上、妊娠中の人、持病のある人）は可能な限り在宅勤務を行い、懸念事項については、医療提供者または産業保健サービスと話し合い、職場に復帰するかどうかを適切に判断する。
- 従業員の在宅勤務の機会を増やすために、作業プロセスは可能な限り再構成されている。
- 物理的距離をできるだけとることができる場合、代替、時間差、またはシフトのスケジュールを設定している。
- すべての従業員は、病気にかかった場合、または COVID-19 感染者に晒された場合は、出勤しないよう指示されている。従業員は、自己隔離と病気に関する公衆衛生局のガイドランスに従うことを理解している。病気で自宅待機をする従業員が罰せられることがないように、職場休暇ポリシーが見直され、修正されている。
- ロサンゼルス郡公衆衛生局の [職場時のスクリーニングのガイドランス](#) に準拠して従業員、ベンダー、及び配送担当者が職場に入る前に症状の確認を行っている。症状確認には咳、息切れ、呼吸困難、発熱または悪寒、その個人が現在隔離・検疫命令下にあるかどうかを含む必要がある。これらの確認は遠隔か、従業員の出勤時に直接行うことができる。可能であれば職場での検温も行う。
  - 症状確認で陰性の場合（クリア）。症状がなく、過去 10 日間に既知の COVID-19 症例との接触がない場合は、その日入場して作業することが許可される。
  - 症状確認で陽性の場合（クリアしない）
    - その個人が COVID-19 のワクチン接種を完了<sup>1</sup>しておらず、過去 10 日間に既知の COVID-19 症例と接触した場合、または現在検疫命令を受けている場合、その個人は敷地内への立ち入りや勤務はできず、自宅で検疫するために直ちに帰宅させる。  
[ph.lacounty.gov/covidquarantine](https://ph.lacounty.gov/covidquarantine) に掲載されている検疫の手順を提供する。
    - その個人が上記の症状のいずれかを示しているか、現在隔離命令を受けている場合、その個人は敷地内への立ち入りや勤務はできず、自宅で隔離を行うために直ちに帰宅させる。  
[ph.lacounty.gov/covidisolation](https://ph.lacounty.gov/covidisolation) に掲載されている隔離の手順を提供する。

<sup>1</sup> 接種を 2 回受ける必要のあるワクチン（Pfizer-BioNTech または Moderna 製）の場合、2 回目の接種を受けてから 2 週間以上、またはワクチンを接種が 1 回で済むワクチンの接種を受けてから 2 週間以上経過している（Johnson & Johnson [J&J] / Janssen 製）人が、ワクチン接種完了者とみなされます。

- 従業員の自宅待機を財政的に容易にする受け取り可能の雇用主または政府支援の休暇給付に関する情報が提供されている。[2021年のCOVID-19補足有給病気休暇法](#)に基づく従業員の病気休暇の権利を含む、病気休暇及びCOVID-19に関わる労災補償を支援する政府の[プログラム](#)に関する追加情報をご参照下さい。
- 従業員の間で一名以上の従業員が COVID-19 検査で陽性反応を示す、または一貫する症状を発症している報告を受けた場合、雇用主は、直ちに[感染者に自宅隔離](#)させ、その感染者に職場で曝露したすべての従業員に[自己検疫](#)を要求する計画または手順を準備している。雇用主の計画では、追加の COVID-19 管理対策が必要となるような職場での曝露があったかどうかを判断するために、すべての検疫中の従業員に対して検査の実施、または検査の手配を検討する。[職場での COVID-19 への対応](#)に関する公衆衛生局のガイダンスを参照すること。
- 14 日間以内に職場内で 3 件以上の症例が確認された場合、雇用主は、その発生をロサンゼルス郡公衆衛生局 (888) 397-3993 または(213) 240-7821 もしくはオンラインで [www.reopenca.com/covidreport](http://www.reopenca.com/covidreport) まで報告する必要がある。職場におけるクラスターが特定された場合、公衆衛生局は、感染対策の指示と推奨事項、技術的支援、及び職場固有の対策の提供を含むクラスターへの対応を開始する。公衆衛生局のケースマネージャーがクラスターの調査の担当に割り当てられ、施設の対応への指示を提供する。公衆衛生局はクラスター症例が COVID-19 発生の構成要素であるかどうかを決定するため、施設との早急な協力が必要となる。
- 勤務中に他者と接触する従業員に鼻と口を覆う[適切なフェイスマスク](#)を無料で提供している。詳細については、LACDPH COVID-19 マスクのウェブページ (<http://ph.lacounty.gov/masks>) を参照する。就業中他者と接触するまたはその可能性がある従業員は常時フェイスマスクを着用しなければならない。医療従事者からフェイスマスクを着用しないように指示されている従業員は、状態が許す場合に限り、州命令に準拠した下端にドレープが付いたフェイスシールドを着用しなければならない。ドレープはあごの下にフィットするものが好ましい。一方向弁付きのマスクは使用してはならない。激しい運動下での空気の流れを制限するマスク (N-95 マスクなど) は、職場には推奨されない。
- すべての従業員は、ドアが閉まっている個人オフィスで一人で作業する場合、または飲食する場合を除き、常にフェイスカバーを着用しなければならない。「立った時の高さよりも高い仕切りで仕切られた作業スペースに一人で勤務する従業員はフェイスカバーを着用する必要はない」とした例外は無効とされる。
- マスクを常時正しく着用するために、従業員は、マスクを安全に取り外して他の人から物理的に離れることができる休憩時間や食事の控える。飲食する場合は、従業員は他の人から少なくとも6フィートの距離を取る。可能な場合は、屋外で他の人から離れて飲食することが推奨される。作業スペースやワークステーションが従業員間により広い距離や障壁を提供している場合は、休憩室で食事をするよりも、作業スペースがワークステーションで飲食することが好ましい。
- 従業員が食事や休憩に使用する部屋やエリアは、以下の対策を実施することにより、占有率が低下され、従業員間のスペースが最大化されている。
  - 休憩に使用される部屋またはエリア内で個人間の距離を少なくとも6フィート確保することができる最大収容人数を掲示する。
  - 食事や休憩に使用される部屋やエリアの占有率を減らすために、休憩や食事の時間をずらす。
  - テーブルを少なくとも8フィート離して配置して、座席間に6フィートの距離を確保し、占有率を下げるために座席を取り除くかテープを貼り、距離を確保するために床に目印を付け、対面での接触を最小限に抑えるように座席を配置する。仕切りの使用は、拡散をさらに防ぐために推奨されるが、占有率の削減、物理的距離の確保の代替と見なすべきでない。
- マスクを着用していない顧客または他の従業員から常に6フィート以内にいる必要がある従業員は、フェイスマスクに加えて、二次バリア (フェイスシールドや安全ゴーグルなど) を着用しなければならない。



すべての従業員は、ゲストから6フィート以内で過ごす時間を最小限に抑える。フェイスシールドは、雇用主にワクチン接種完了の証明書を提示する従業員についてはオプションとなります。マスクは着用しなければなりません。COVID-19に対するワクチン接種完了の証明書を提示し、フェイスシールドを着用しないことを選択したワクチン接種完了者の従業員の場合、雇用主は、これらの従業員のそれぞれがワクチン接種完了の証明書を提示したことを文書化した記録を作成して保管する必要があります。雇用主は、提示されたワクチン接種完了の証明書のコピーを保管する必要はありません。

- 接種を2回受ける必要のあるワクチン（Pfizer-BioNTechまたはModerna製）の場合、2回目の接種を受けてから2週間以上、またはワクチンを接種が1回で済むワクチンの接種を受けてから2週間以上経過している（Johnson&Johnson[J&J]/Janssen製）人が、ワクチン接種完了者とみなされます。
- 従業員がCOVID-19のワクチン接種完了の証明として雇用主に提示することが認められる書類は以下の通りです：ワクチン接種カード（ワクチン接種者の氏名、提供されたワクチンの種類、最後に接種を受けた日付を含む）、または別の書類としてのワクチン接種カードの写真、または携帯電話もしくは電子機器に保存された接種を受けた人のワクチン接種カードの写真、または医療従事者から提供されるワクチン接種に関するワクチン接種完了の書類（ワクチン接種を受けた人の氏名、及びその人がCOVID-19のワクチン接種を完了していることを確認する内容を含む）。

- 従業員にはフェイスマスクを毎日洗濯、または交換するよう指示している。
- 従業員は、少なくとも6フィートの距離をあけている。
- 休憩室、トイレ、その他の共有エリアは、次のスケジュールで少なくとも1日1回消毒している：
  - 休憩室 \_\_\_\_\_
  - トイレ \_\_\_\_\_
  - その他 \_\_\_\_\_
- 施設の派遣・契約勤務者もCOVID-19防止方針について適切にトレーニングを受け、必要な物資とPPEを提供されている。これらの責任については、派遣勤務者や契約勤務者を供給する組織と事前に話し合う。
- 従業員が他者の近くにいる場合、フェイスマスクが必要であり、従業員は、フェイスマスクを用意し、フィットネス施設、オフィス、または社有車で他者と移動するときに着用する。仕事で物理的距離を保つことができない場合、フェイスマスクが特に重要である（たとえば、パーソナルトレーナーや、エクササイズでメンバーを支援するスタッフ）。フェイスマスクは共有しない。雇用主は、すべての従業員にフェイスマスクを提供する。
- 従業員が利用できる消毒剤及び関連用品は以下の場所に常備している：  
\_\_\_\_\_
- 従業員が利用できないCOVID-19に対して効果的な手指消毒液は以下の場所に常備している：  
\_\_\_\_\_
- 従業員は手を洗うため、頻繁な休憩を許されている。
- 各従業員に本手順のコピーを配布している。
- 各従業員に、各自の用具、機器、及び特定のワークスペースを割り当てている。保持品の共有は最低限に排除している。
- この手順に記載されている、雇用条件に関連するもの以外のすべてのポリシーは、配達スタッフ及び第三者として敷地内にいる可能性のあるその他の会社に適用されている。
- オプション - その他の対策の説明

## B. 物理的距離を確保するための対策

- ❑ 屋内での運営。屋内で運営を行うジム及びフィットネス施設は、該当する建築法または消防法に基づき、施設の最大収容人数の50%に収容人数を制限する。この収容人数制限は、トイレ、シャワー、サウナ、スチームルーム、ロッカールームなど、ジムまたはフィットネス施設内の個々の部屋に適用される。
  - 施設内の顧客の最大収容人数は以下に制限される： \_\_\_\_\_
- ❑ 屋外での運営。屋外スペースの収容人数は、すべての従業員と顧客が常に他の人から少なくとも6フィートの物理的距離を維持できる人数に制限する
- ❑ 屋外構造物とスペース。テントまたは日よけその他の日よけの側面が閉じておらず、スペース内に十分な屋外の空気の移動がある場合は、テントまたは他の日よけの下で屋外運営を行うことができる。屋外での運営に使用される屋外スペースまたは一時的な構造物は、カリフォルニア州公衆衛生局の屋外業務に於ける一時的な構造物の使用に関する必須ガイダンスで指定されている。州の屋外設定の基準に準拠する必要がある。
- ❑ 州の屋外設定の基準を満たさない屋外構造物は屋内設定と同等と見なされ、その中にいるすべての顧客は、施設の最大収容人数の50%の一部として数えられる。
- ❑ スタッフは、収容人数制限と物理的距離の要件を確実に遵守するために、ジム/フィットネス施設の屋内及び屋外エリアへのすべての入口で顧客の出入りについて厳密かつ継続的に人数を計測する。ジム/フィットネス施設は、追跡を容易にするために、通常の営業時間中に一般に公開する入口の数を制限することができる。計測が不十分であったり、計測を行っていない、または収容人数が過剰であると思われるジム/フィットネス施設は、公衆衛生検査官の判断により、現場の公衆衛生検査官がこれらの問題が修正されたと判断するまで一時的に閉鎖される場合がある。
- ❑ 屋外での利用者の行列を回避し、占有率を維持するためにジム/フィットネス施設の入口にスタッフを配置することを検討する。
- ❑ 実際に運動している利用者だけがジム/フィットネス施設内に留まり、予約時間を待っている利用者は車内で待つようにする。
- ❑ 屋内外のジム/フィットネス施設のすべての従業員及び利用者は、水泳中、またはサウナ/スチームルーム、シャワーを使用中の場合を除いて、常にフェイスマスクを着用する必要がある。
- ❑ エアロビクス、ヨガ、ダンスなどのグループトレーニングクラスは可能な限り屋外で実施し、クラスの人数を制限するよう変更して、利用者間の物理的距離を最低6フィート維持する。
  - グループクラスは、距離の要件を維持でき、人と人との物理的な接触がない場合にのみ提供することができる。
  - エアロビクス、スピンやコンディショニングなどの高有酸素運動クラス、またはエリプティカル、トレッド、または階段マシンなどの機器では、個人と機器を6フィートではなく、少なくとも8フィート離して配置することを検討する。
- ❑ 屋外スポーツコートは、個人の練習や、活動を通して6フィートの物理的距離を維持できる活動に使用する。人々がコートの使用待ちをするときは、各参加者によるコート使用の最大時間制限を実装する。待機者は、物理的距離を維持する。
- ❑ 華氏100度を超える温度で行うヨガのクラスは開催しないようにする。
- ❑ パーソナルトレーナーは、顧客から6フィートの距離を保ち、フェイスマスクを着用する場合に許可される。利用者は、指導を受ける間はフェイスカバーを着用する必要があり、常時鼻と口の両方を覆うフェイスカバーを着用しながら快適に呼吸できる範囲でのみエクササイズを行うように注意する。
- ❑ 器具は少なくとも6フィート離して配置し、トレッドミルやその他の高度の有酸素運動用フィットネス機器は間隔をより広く取る。機器を「X」とマーキングされた位置に配置して、機器の間隔を広めるよ

うにする。利用者が他者から少なくとも6フィートの距離を維持できるようにするために、移動できない機器には印をつける。テープまたはその他の印は、クライアントと機械待ちの方との距離を6フィートに保つのに役立つ。印は、列の先頭と列に参加する後続の顧客の6フィート間隔を示す。

- 視覚的な合図や標識を使用して、屋外フィットネススペース全体で一方通行の歩行パターンを使用する。
- 従業員は、ジム/フィットネス施設内の全エリアで、顧客及び互いから少なくとも6フィートの距離を維持するように指示される。従業員は、支払いの受け取り、商品またはサービスの提供、またはその他の必要に応じて、一時的に近づくことがある。
- マッサージサービスは許可されているが、掲載されている[パーソナルケアサービス](#)に関する手順の関連箇所に準拠することが要求される。
- 施設内のトイレ、シャワー室、及びロッカールームは、占有率50%での再開が可能である。
- ロックールームを使用している際に顧客が適切な物理的距離を保つことを確認するため、標識や床の印などを使用する。
- 共有される手洗い施設は、EPA登録の消毒剤を使用して、毎日適度に定期的に掃除する必要がある。蛇口、トイレ、ドアノブ、照明スイッチなどの頻繁に触られる場所は、少なくとも1日に1回、必要に応じてより頻繁に洗浄・消毒する必要がある。
- トイレ施設に掃除のスケジュールを作成・表示する。顧客がいつ使用できるか否かを知ることが出来るように、ドアの前にスケジュールを表示する。洗浄・消毒プロセス中にトイレを一時閉鎖することを忘れない。
- 掃除がどの頻度で行われているかを確認するために、チェックリストや監査システムの導入を考慮する。
- 衛生施設が運営可能で、必要なアイテムの在庫を常に持っていることを確認する。必要時のために追加の石鹸、ペーパータオル、手指消毒液を提供する。可能な場合は、モーションセンサー付きの蛇口、ソープディスペンサー、手指消毒液ディスペンサー、ペーパータオルディスペンサーを含む、ハンズフリーデバイスを設置する。
- 複数の個室のあるトイレは、触らなで開け閉めできるハンドルやドアの開け閉めに使用するデバイスの提供、ペーパータオルを使用してドアを開けた後に捨てられるようにドアの側にゴミ箱を置くなどの修正を加えることを考える。ゴミ箱の配置は、出口、避難経路、非常用装置、または米国障害者法に従って提供されている合理的配達の妨げにならないようにする。
- トイレに標識を表示するなど、適切に手を洗う方法を提供する。
- 小売業、教育、食事サービスを含む非中核的な活動の一時停止を検討する。フィットネス施設がそのような設備を運営している場合、これらの活動に適用される郡の公衆衛生手順を確認して従う必要がある。
- ジム内の水泳施設は、郡の[公共プールの再開手順](#)にも準拠しなければならない。屋内ホットタブ、サウナ、スチームルームは引き続き閉鎖する。

### C. 感染予防対策

- 空調システムは正常に機能し、可能な限り換気量を増やしている。効果的な換気は、微細なエアロゾルの拡散を抑制するための最も重要な方法の1つである。ポータブル高効率空気清浄機の設置、建物の空気フィルターを可能な限り最高効率のものへアップグレード、外気量を増やし職場内の換気を増やすためにその他の変更を加えることを検討する。詳細については、カリフォルニア州公衆衛生局の[屋内環境に於ける換気、空気濾過、及び空気質に関する暫定的なガイダンス](#)を参照する。
  - 注意：換気及びその他の室内空気質の改善は、フェイスカバーの着用、物理的距離、頻繁な手洗い、異なる世帯の人が集う活動の制限を含む必須とされる保護措置に追加されるものであって、



それを代替するものではない。(適切な呼吸器保護用品の使用を必要とする特定の高リスク環境を除く)。

- すべての利用者は、プールで泳ぐ場合や、**サウナ/スチームルーム、またはシャワー**を利用している場合を除き、ジム/フィットネス施設にいる間、フェイスマスクを着用する必要がある。これはすべての成人と2歳以上の子供に適用される。医療従事者からフェイスマスクを着用しないように指示されている個人は、状態が許す場合に限り、州命令に準拠した下端にドレープが付いたフェイスシールドを着用しなくてはならない。ドレープはあごの下にフィットするものが推奨される。一方向弁付きのマスクは使用してはならない。許容できる範囲内で激しい運動をしているときでも、マスクの着用が義務付けられる。
  - 利用者は、フェイスマスクを着用している間は運動を快適なレベルに制限し、呼吸困難を経験し始めた場合は運動を止めるか、運動中頻繁に休憩を取るよう注意する。マスクが濡れたり、顔に付着したり、呼吸が妨げられたりした場合は、マスクを交換する。従業員と他の顧客の安全をサポートするために、フェイスマスクを持参していない顧客が利用できるフェイスマスクを用意する。
  - 利用者が施設に入る前に症状の確認を行う。症状の確認には、咳、息苦しさ、呼吸困難、発熱または悪寒、そしてその個人が現在隔離・検疫命令下にあるかどうかを確認する必要がある。これらの確認は、直接行うか、オンラインチェックインシステムを使用、またはこれらの症状のある利用者は施設内に入場してはならないことを通告する看板を施設の入口に掲示するなどの方法で行う。
    - 症状確認で陰性の場合(クリア)。症状がなく、過去14日間に既知のCOVID-19症例との接触がない場合は、その日入場して作業することが許可される
    - 症状確認で陽性の場合(クリアしない)
      - その個人が過去14日間に既知のCOVID-19症例と接触した場合、または現在検疫命令を受けている場合、その個人は施設に入ることはできず、自宅で検疫するために直ちに帰宅させる。[ph.lacounty.gov/covidquarantine](https://ph.lacounty.gov/covidquarantine)に掲載されている検疫の手順を提供する。
      - その個人が上記の症状のいずれかを示しているか、現在隔離命令を受けている場合、その個人は施設に入ることはできず、自宅で隔離を行うために直ちに帰宅させる。[ph.lacounty.gov/covidisolation](https://ph.lacounty.gov/covidisolation)に掲載されている隔離手順を提供する。
  - 非接触型決済システムとタッチインシステムが導入されている、もしくは実現不可能な場合、システムが少なくとも毎日消毒されている。説明:
- 
- 休憩室や階段、階段の吹き抜け、エスカレーター、手すり、エレベーターの制御装置の出入り口のエリアなど、従業員が使用する可能性のあるジムまたはフィットネス施設内の交通量の多い場所で、終日徹底的に掃除を行う。
  - 個人用の運動器具や器具、ドアノブ、手洗い設備など、よく使用する物の表面を頻繁に消毒する。
  - 提供された消毒用ワイプを使用して、使用前後に個々の運動器具、マット、及び機械を消毒することを利用者に要求する。使用済みのワイプを処分するために、フィットネス施設全体で裏地の付いた、非接触のゴミ箱が利用できることを確認する。
    - メンバーがエクササイズ後に機器を拭いたり消毒したりできない場合、または消毒しなかった場合は、メンバーが使用後に機器に付ける「クリーニングの準備完了」タグを提供し、次の使用前にスタッフが機器を消毒する。
  - 必要に応じて万能洗剤と消毒剤を適切に供給して、すべての従業員が使用する訓練を受講していることを確認する。安全に使用するためのCal/OSHA要件と製造元の指示、及び製品の洗浄に必要な個人用保護具の使用に従う。
  - 従業員は、消毒している場所に十分な換気(空気の流れ)が必要である。

- ❑ 衛生設備は従業員のみが使用できる。衛生設備は稼働を続け、常に継続的な在庫を確保する。必要に応じて、追加の石鹸、ペーパータオル、手指消毒剤を用意する。モーションセンサー付きの蛇口、石鹸ディスプレイ、消毒剤ディスペンサー、ペーパータオルディスペンサーなど、可能な場合はハンズフリーデバイスを設置する。
- ❑ ゴミ箱は定期的に空にする。
- ❑ 利用者は、用務員または保管員から6フィートの距離を保つように注意する。訪問者がこの手順に従うことを強化するため、定期的に従業員と確認するプロセスを実装する。従業員が報復や仕返しを恐れることなくそのような情報を共有できるようにする。
- ❑ 利用者が小物や付属品（エクササイズバンド、ロープ、マット、フォーム、グローブなど）を利用できるチェックアウトシステムの実装を検討する。返品時にこれらのアイテムを洗浄及び消毒するプロセスを実装する。
- ❑ 顧客に水のボトルを各自持参するように促す。利用者には各自タオルとマスクを持参するよう促し、施設提供のタオルまたは個人用衛生用品の提供を停止することを検討する。
- ❑ タオル、布巾、その他の洗濯物については、利用者が使用済みタオルやその他の物を置くことができる密閉容器を用意する。業務用の洗濯サービスまたは社内の洗濯サービスによって適切に洗濯されるまで、それらのアイテムを再度使用できないようにする。すべての清潔なリネンを清潔で覆われた場所に保管する。汚れたリネンや洗濯物を扱う従業員には手袋を着用させる。
  - セルフサービスエリアを設置する代わりに、スタッフがリクエストに応じてリネンやその他の物を提供する。
- ❑ 雑誌、本、自動水飲み場（非接触型の場を除く）及び利用者向けのその他のアイテムを含む設備は、すべての場所から排除する。
- ❑ 洗剤を選択する場合、雇用主は環境保護庁（EPA）承認リストにあるCOVID-19に対して使用が承認された製品を使用し、製品の指示に従う。新しいウイルス性病原菌に対して効果的であるとラベル付けされた消毒剤や、希釈家庭用漂白剤溶液（1ガロンあたり大さじ5杯）、または表面に適したアルコール濃度60%以上の溶液を使用する。安全な使用ができるよう、メーカーの指示とCal/OSHA要件に関するトレーニングを従業員に対して行う。カリフォルニア州公衆衛生局が推奨する喘息保持者に対して安全な洗浄方法に従う。
- ❑ 手指消毒剤、ペーパータオル、ゴミ箱は、屋外のジム/フィットネス施設スペースで一般向けに利用可能にしている。屋外スペースで従業員と利用者が利用できる少なくとも1つの手洗いステーションを設置することを検討する。
- ❑ オプションの他の対策の説明（例：シニアのみの時間を提供する）：

#### D. 一般市民とのコミュニケーション対策

- ❑ 本手順書のコピーまたは印刷した施設のロサンゼルス郡COVID-19安全コンプライアンス認定書を施設の一般向け出入り口の全てに掲示する。COVID-19安全コンプライアンス自己認定プログラムを完了するための詳細については、<http://publichealth.lacounty.gov/eh/covid19cert.htm>をご覧ください。施設は、要求に応じて、閲覧のできるよう施設の現場に手順書のコピーを保持する。
- ❑ 入口の顧客が並ぶ場所や目立つ場所に看板を設置して、従業員と利用者に収容人数制限、社会的距離を維持するための要件、及びプールにいる場合を除き、フェイスマスクの着用が常時必要であることを顧客に通知する。また看板は、フェイスマスクを着用しての運動中に過度な運動を避けるよう顧客に警告する内容を含める。施設が使用できる追加のリソースと看板の例については、ロサンゼルス郡公衆衛生局の[COVID-19 ガイダンスに関するウェブページ](#)をご覧ください。
- ❑ 施設のオンライン発信（ウェブサイト、ソーシャルメディアなど）は、営業時間、フェイスカバーの着用



の必要性、屋外運営、収容人数制限、事前予約、前払いに関するポリシー、及びその他に関する明確な情報を提供している。

**E. 重要なサービスへの平等なアクセスを確保するための対策**

- 利用者や顧客にとって重要なサービスの安全な提供が優先されている。
- リモートで提供できる取引またはサービスはオンラインに移行している。
- 移動が制限されている、または公共スペースで高リスクの利用者向けサービスへのアクセスを保証するための措置が講じられている。
  - 予約のみで入場可能な高齢者など、高リスクまたは医学的に脆弱な利用者のために特定されたスケジュールの実施を検討する。

企業は上記に含まれていない追加の対策を別紙に記載し、  
本文書に添付してください。

本手順に関するご質問やご意見は、  
以下の者までご連絡ください。

企業担当者名: \_\_\_\_\_

電話番号: \_\_\_\_\_

最終更新日: \_\_\_\_\_